

# 日本化粧品技術者会 規約

## 第一章【総則】

### 第1条(名称)

本会は、日本化粧品技術者会(The Society of Cosmetic Chemists of Japan:略称 SCCJ)と称する。

### 第2条(組織)

本会は、日本化粧品技術者会東京支部(Tokyo Chapter of the Society of Cosmetic Chemists of Japan)及び日本化粧品技術者会大阪支部(Osaka Chapter of the Society of Cosmetic Chemists of Japan)の支部を置く。

### 第3条(目的)

本会は、化粧品及び関連の科学技術の進歩向上に貢献すると共に会員相互の交流と啓発を図る為の事業を行い、内外化粧品産業の発展に寄与することを目的とする。

### 第4条(事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### 1)国内においては

- (1) 化粧品科学に関する研究討論会・講習会・講演会・セミナー・見学会・研修会等の開催
- (2) 会誌の発行
- (3) 内外化粧品関連情報、会員相互の交流助成に必要な情報の提供
- (4) 関連諸団体との連携・協力による事業
- (5) その他本会の目的に沿うと考えられる事業

#### 2)国際的には

- (1) 国際化粧品技術者会連盟(International Federation of Societies of Cosmetic Chemists:略称 IFSCC)の事業への参画、協力
- (2) アジア地区化粧品技術者会(The Asian Societies of Cosmetic Scientists:略称 ASCS)の事業への参画、協力
- (3) その他本会の目的に沿うと考えられる国際協力

### 第5条(事務局)

- 1) 本会の事務局として、運営役員会の指定する所に事務局を置くことができる。
- 2) 事務局は、本会の事業を円滑に推進するための業務を行う。
- 3) 事務局は、次の資料を保管する。
  - (1) 会員名簿
  - (2) 事業・諸会議記録
  - (3) 会計記録
  - (4) その他の関係資料

## 第二章【会員】

### 第6条(会員の資格)

会員の資格は次の通りとする。

- (1) 化粧品に関わる知識・技術・技能を有する次の者
  - ① 化粧品の研究開発、生産技術、製造、販売等に携わる者
  - ② 化粧品原料、香料、材料、製造機器等の研究開発、生産技術、製造、販売等に携わる者
  - ③ 化粧品関連の科学・技術の研究者、学識経験者
- (2) 前項以外の者で本会の会員として適切と判断された者

## 第7条(会員の構成)

本会は正会員、準会員、シニア会員、名誉会員で構成され、いずれかの支部に所属することとする。

### (1) 正会員

正会員として承認された者

### (2) 準会員

本会事業年度開始日(4月1日)時点において、会員の資格を有する35歳未満の者で、準会員として承認された者。ただし、35歳未満であっても正会員として申請し、承認されると正会員になることができる。

### (3) シニア会員

本会事業年度開始日(4月1日)時点において、会員の資格を有する60歳以上で、かつ正会員として原則5年以上在籍した実績があり、申請を行い、承認された者。

### (4) 名誉会員

本会に多大な貢献をし、運営役員会において承認された者。

## 第8条(会員の権利)

- 1) 正会員は、本会が行う全ての事業及び行事に参加する権利を有し、総会における議決権、本会の役員及び委員に選出される権利、運営役員を選出する権利、及び本会の諸行事に代理を出席させる権利を有する。
- 2) 準会員、シニア会員及び名誉会員は、本会の役員及び委員に選出される権利、及び本会の諸行事に代理を出席させる権利を有しない。この他の権利は正会員と同等とする。
- 3) 本会の正会員、準会員、シニア会員及び名誉会員はIFSCCの会員として登録される。

## 第9条(年会費)

本会の年会費(正会員20,000円、準会員およびシニア会員12,000円、名誉会員無料)の徴収は事務局がこれを行う。

本会事業年度内での途中入会者に対しては年会費全額を申し受け、当該年度の未加入期間に発行した日本化粧品技術者会誌を全て送付する。途中退会者に対しては年会費の返却は行わない。

## 第10条(入退会等及び会員資格の停止)

### 1) 入会

本会の正会員、準会員として入会を希望する者は、所定の様式にて、原則、会員2名の紹介を得て、事務局へ入会申込書を提出し、承認を得るものとする。またシニア会員として再入会を希望する者は、正会員、準会員と同様の手続きを必要とするが、会員2名の紹介は不要とする。

### 2) 退会

本会を退会しようとする正会員、準会員およびシニア会員は、所定の様式にて所属している事務局へ退会届を提出する。

### 3) 会員区分の変更

正会員、準会員、シニア会員が別の会員区分に移行を希望する場合は、3月1日から3月31日に限って、その申請を所属している支部事務局に行うことができる。

### 4) 所属する支部の異動

本会の会員はその所属する支部を変更することができる。その際は、「支部間異動届」を提出しなければならない。

### 5) 資格の停止

本会の運営に著しく支障を与えると判断された時や、会費の納入が1年間滞った時は、会員資格を停止することが出来る。

## 第11条(会員及びIFSCC会員資格の喪失)

会員資格を停止され、運営役員会で承認された者は、本会の会員資格及びIFSCC会員資格を同時に失う。

### 第三章【役員】

#### 第12条(役員)

- 1) 本会に次の役員を置く  
会 長 1名  
副 会 長 2名  
会 計 2名  
運営役員 適宜

#### 第13条(役員の任務)

- 1) 会長は、本会を代表して会を運営する最高責任を有する。
- 2) 副会長は会長を補佐するとともに会長に事故のある時は会長職務を代行する。
- 3) 会計は会計全般を担当し、収支報告、決算書の策定、予算案の立案を行うとともに、会の財政の健全化維持の諸対策を立案する。
- 4) 運営役員は、各種委員会の委員長・副委員長などとして活動し、またプロジェクトの責任者として、または特命の企画立案などを通して、本会の運営にあたる。

#### 第14条(役員の選出及び任期)

- 1) 運営役員は正会員より選挙で選出される。
- 2) 選挙で選出された運営役員は必要に応じて運営役員を増員し、その中から役員案を作成し総会で承認を得る。
- 3) 役員の任期は2年とする。但し再選を妨げない。

### 第四章【総会】

#### 第15条(総会)

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 1) 定時総会は、毎年1回期初に会長が召集する。会長は、必要と認めた時、運営役員会に諮った上、臨時総会を招集することが出来る。
- 2) 総会は、委任状を含め会員の1/3の出席をもって、成立する。
- 3) 総会の議決は総会の出席会員の過半数をもって決する。
- 4) 総会に付議し承認を必要とする事項は次の通りとする。
  - (1) 役員
  - (2) 監査役
  - (3) 規約の制定または改廃
  - (4) 事業報告及び決算並びに会計監査報告
  - (5) 事業計画及び予算案
  - (6) その他本会運営上の重要事項
- 5) 総会に報告すべき事項は次の通りとする。
  - (1) IFSCCの活動報告
  - (2) 委員
  - (3) 会員の入退会
  - (4) 支部の幹事および委員
  - (5) その他運営役員会で報告すべきと認めた事項
- 6) 本総会の決議事項は、会員に公示する。

## 第五章【会議】

### 第16条(会議)

- 1) 本会の事業を推進するため、運営役員会及び下部組織としての各種委員会を設けることができる。
- 2) 支部は幹事会および常議員会を設けることができる。支部の会議は支部細則に定める。

### 第17条(運営三役会)

- 1) 運営三役会は会長、副会長、会計で構成する。
- 2) 運営三役会は必要に応じて会長が召集する。
- 3) 会議では緊急事態に対する対応、日本化粧品技術者会の運営全般に関して議論する。
- 4) 運営三役会での決定事項に関しては、緊急を要する場合は実施後に運営役員会に報告するものとし、それ以外の事項は運営役員会に提案・承認後に実施するものとする。

### 第18条(運営役員会)

- 1) 運営役員会は、必要に応じて会長が召集する。
- 2) 運営役員会は、本会の事業計画に参画し、次の事項を審議決定して会の円滑な運営を図る。
  - (1) 総会への付議事項
  - (2) 新規事業計画及び関連事項
  - (3) 各委員会の提案事項
  - (4) その他の運営、活動に関する会長の諮問事項

### 第19条(会計監査)

監査役は東京支部および大阪支部から推薦される各々1名で構成し、本会の資産管理及び収支報告が適正であるかどうかの監査を行う

### 第20条(委員会)

本会の事業を推進するため、運営役員会の下部機関として次の委員会を置く。

- (1) 学術委員会
- (2) 国際委員会
- (3) セミナー委員会
- (4) 優秀論文選考委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 産業展実行委員会
- (7) 規約改定委員会

### 第21条(学術委員会)

学術委員会の主たる任務は次の通りである。

- 1) 研究討論会の企画、実施。
- 2) 会誌の編集、発行。
- 3) その他の学術・技術分野における事業を推進し、本会の学術面の向上を図るための活動

### 第22条(国際委員会)

国際委員会の主たる任務は次の通りである。

- 1) IFSCC への参画と協力のための諸活動。
- 2) ASCS への参画と協力のための諸活動。
- 3) その他国際協力の要請に対する対応策の立案、実施。

#### 第 23 条(セミナー委員会)

セミナー委員会の主たる任務は次の通りである。

- 1) 化粧品科学の教育セミナーを企画、実施。
- 2) 化粧品科学の教育・普及の観点からの新事業の企画、検討。

#### 第 24 条(優秀論文選考委員会)

優秀論文選考委員会の主たる任務は次の通りである。

2 年毎に期中に本会会誌に掲載された論文より表彰候補論文を選考し、運営役員会に提案する。

#### 第 25 条(広報委員会)

広報委員会の主たる任務は会の広報活動推進及びホームページの管理運営を行う。

#### 第 26 条(産業展実行委員会)

産業展実行委員会は化粧品産業技術展の企画、運営を主たる任務とする。

#### 第 27 条(規約改定委員会)

規約改定委員会の任務は日本化粧品技術者会の規約を改定し、運営役員会に提案する。

### 第六章【会計】

#### 第 28 条(運営資金)

本会の運営資金は、年会費、会誌の広告協賛金、本会が行う事業収入、並びに臨時会費等による。

#### 第 29 条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 第 30 条(資産・収支管理)

- 1) 本会の資産管理、収支管理は会計が行い、運営役員会に報告する。
- 2) 本会が行う事業で、その事業で収支が完結し、収益を本会の一般活動に使用しない場合は、特別会計として管理する。優秀論文基金、IFSCC 積立金がこれに相当する。
- 3) 支部の資産・収支管理については、支部が責任を持って行い、運営役員会に報告する。

#### 第 31 条(予算・決算)

- 1) 本会の予算は、会計が作成し、運営役員会の議を経て総会に提出し、承認を得なければならない。
- 2) 本会の決算は会計が作成し、監査役の監査を受けたのち、運営役員会の議を経て総会に提出し、承認を得なければならない。

### 第 7 章【付則】

#### 第 32 条(名誉会長)

運営役員会の議を経て、会長経験者を本会の名誉会長とする事ができる。

#### 第 33 条(常任顧問)

会長は、常任顧問を指名することができる。任期は 1 年とする。但し再任を妨げない。

#### 第 34 条(規約の改廃)

本規約の改廃は、運営役員会の議を経て、総会に提案し、承認を得るものとする。

(付則)本規約は総会の議をもって、2012年(平成24年)5月25日より施行する。

(規約改定経緯)

制定:1961年(昭和36年)4月1日

一部改定:1968年(昭和43年)7月23日(総会)

第1条名称改定:1976年(昭和51年)5月14日(総会)

第11条一部改定:1978年(昭和53年)5月19日(総会)

全面改訂:1993年(平成5年)5月14日(総会)

第21条の設置:1995年(平成7年)5月12日(総会)

第30条の設置:1996年(平成8年)5月10日(総会)

第7条、第9条一部改定:1999年(平成11年)5月14日(総会)

全面改訂2001年(平成13年)5月18日(総会)

第18条、第23条一部改定:2003年(平成15年)5月16日(総会)

第4,6,7,8,10,14,16,17,18,25,27条の一部改定・第9,25,33条の設置:2004年(平成16年)5月21日(総会)

全面改訂2006年(平成18年)5月19日(総会)

第9条の一部改定・第12条の新設追加:2007年(平成19年)5月15日(総会)

第12,13,17条の一部削除・第9,31条の一部変更・第15,20,30条一部追加・19条新設追加:2009年(平成21年)5月29日(総会)

第30条の一部削除:2010年(平成22年)4月23日(総会)

規約1本化による全面改定2011年(平成23年)5月24日(総会)

第8条、第14条、第16条、第17条の一部改定・32条を追加設置し以下繰り下げ:2012年(平成24年)5月25日(総会)

(関連諸規定)

日本化粧品技術者会細則

優秀論文表彰規定

# 日本化粧品技術者会 細則

この細則は、日本化粧品技術者会の規約を解説し、円滑に推進するために規約の適用について定めたものである。

## 第1条(規約 第一章 総則)

### 1) 事務局の任務

事務局は、本会の運営、事業を行うために、会議開催の準備、資料、記録の作成、総会、その他の内外の行事の準備運営、会誌発行にかかわる業務、会計処理と報告、年会費および定期購読料の徴収等の諸業務を行う。合わせてIFSCC 関連等の連絡窓口業務を担当する。

## 第2条(規約 第二章 会員)

名誉会員推薦の基準は次のとおりとする。

- (1) 支部が相談役に委嘱した者
- (2) 化粧品および関連科学に関する学識経験者

## 第3条(規約 第二章 会員)

### 1) 支部活動費

支部幹事会で策定された予算額を、運営役員会の議を経て総会で承認された予算額を各支部に配分する。

## 第4条(規約 第二章 会員)

### 1) 入会の承認

入会希望者については希望する所属支部幹事会にて承認する。

### 2) 退会に際しての後継者の指名

正会員が異動などの理由により会員であることができなくなった場合は、退会する会員は、「退会届」を提出する際に、後継者を指名することができる。この場合、後継者は新たに「入会申込書」を支部事務局に提出し、支部幹事会の承認を受けるものとする。その際、退会する会員が年会費を既に支払っている場合は、後継者には同一年度での年会費は新たに徴収しないものとする。

### 3) 名誉会員

本部三役を二期以上、あるいはそれに類する経歴を持ち、本会に多大な貢献をし、シニア会員の資格を得た後に運営役員会で承認された者

## 第5条(規約 第五章 会議)

- 1) 監査役の東京支部、大阪支部からの推薦に際しては、本部役員、委員以外の正会員から推薦されることを要する。
- 2) 監査役は運営役員会が推薦し、総会で承認されることを要する。
- 3) 監査役の任期は2年とする。また、再選を妨げない。

## 第6条(規約 第三章 役員)

### 1) 運営役員を選出

支部ごとに選挙を行い、支部の会員数の比により按分し(東京支部 10 名、大阪支部5名)選出する。

立候補者により、支部毎に定数以上の被選挙人名簿を作成し、支部会員全員に配布する。

運営役員は被選挙人名簿により1社1名の連記投票を行い、上位から定数を選出する。開票に当たっては選挙管理委員が立ち会う。

### 2) 選挙管理委員

支部毎に幹事会が若干名を選び任期は4年とする。

### 3) 運営役員の推薦人数

選挙で選ばれた人数を超えない範囲で運営役員を推薦できる。

- 4) 止むを得ない事情により、期中に退任する役員が生じた場合は、運営役員会が必要と認めた場合は期末まで代行の役員を置き、次年度期首に改めて役員を選出するものとする。

#### 第7条(規約 第四章 総会)

##### 1) 総会

総会の運営に必要な業務は、事務局が遂行する。総会開催の告知は、事務局が事前に委任状とともに案内を行わねばならない。臨時総会については、この限りでない。

#### 第8条(規約 第五章 会議)

##### 1) 委員会

###### (1) 委員の選出

委員は、支部より推薦を受け、運営役員会の承認を得て選出される。各委員の資格は正会員とするが、運営役員、幹事、常議員等の資格を問わない。

###### (2) 委員の任期

委員の任期は2年とする。但し、再選を妨げない。

- (3) 止むを得ない事情により、期中に退任する委員が生じた場合は、その後任を運営役員会の承認を経て選出することができる。後任となった委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

#### 第9条(規約 第七章 付則)

##### 1) 名誉会長

会長を二期以上務め、本会に多大な貢献があった場合は名誉会員の資格を得た後に運営役員会の承認により名誉会長とする事ができる。

##### 2) 学術諮問委員

- (1) 本会に化粧品関連学問分野の専門家として、運営役員会の議を経た上で、学術諮問委員を置くことができる。
- (2) 学術諮問委員は本会各委員会の求めに応じて、本会の学術活動に対して意見、助言を与える。
- (3) 委員の任期は2年とするが、再任を妨げない。
- (4) 委員の人数は特に定めない。

##### 3) 臨時会費

運営役員会の議を経て、臨時会費を徴収することができる。

- 4) 定期購読料は1名あたり年間8,000円とする。

##### 5) 細則の改廃

本細則の改廃は、運営役員会の議を経て、総会に提案し、承認を得るものとする。

##### 6) 付則

本細則は総会の議によって、2012年(平成24年)5月25日より施行する。